

5山役総第86号
令和5年9月22日

山形村監査委員 住吉 誠 様
福澤 倫治 様

山形村長 本庄 利昭

決算審査報告指摘事項の措置について

令和5年8月22日に行われた決算審査報告で指摘がありました事項について、別紙のとおり措置をしたので回答します。

令和4年度決算審査結果に基づく措置事項（一般会計及び特別会計歳入歳出決算）

是正又は改善を要する事項等	講じた措置等
<p>指摘事項① 民生費における出納整理期間中の支出について</p>	<p>実際には、令和4年度の予算にて支出すべき請求書でしたが、検収日の誤りにより、令和5年度に支出すべき請求書と指摘されました。内容を確認し、検収日の修正を行い、令和4年度予算にて支出しました。請求書内容等を確認のうえ、適正な支出処理を心がけます。</p>
<p>指摘事項② 国民健康保険特別会計における出納閉鎖後の収入について</p>	<p>本件は、出納閉鎖前に期限内の事務処理に十分留意するよう課内でも確認していながら、なお発生したもので、窓口業務や膨大な月次処理に忙殺される中で招いた単純なミスであります。業務混乱の中にあっても係・課として仕事の進み具合をチェックできるよう、各担当者が業務ごとの事務スケジュール表を作成し、課内で共有するよう事務改善を行うこととしました。</p>
<p>指摘事項③ 介護保険特別会計における介護保険料の収入未済額について</p>	<p>本事案の問題点である、財務会計で調定をあげた場合に、介護保険システムと金額が合わなくなることに ついて、介護保険システムの改修により解決できないか(株)電算に問い合わせたところ、不可能との回答がありました。</p> <p>しかし、還付すべき保険料であっても、年度末時点において手元にあるため、収入とみなして調定することで、調定と収入を合わせることとします。これにより、介護保険システムの調定と合わなくなりますが、年度切替処理により現年分から過年分に移ることで財務会計との差異は消えると思われま(株)電算に確認済み)。次の決算時において実際に年度切替処理を実行して再確認します。</p> <p>但し、この方法ですと国に提出している年報と財務会計の金額は合わなくなるので、留意が必要です。</p>
<p>要望事項① 村税、負担金、保険料等の収入率向上について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県滞納整理機構へ徴収困難案件の移管及び、中信県税事務所との共同徴収事務の実施。 ・村税、負担金、料金徴収に係る各所管課及び公営企業会計との横断的な徴収事務連携へ協力体制、情報連携の対応有無について研究する。
<p>要望事項② 国民健康保険高額療養費の未支給について</p>	<p>主な原因は、制度改正時において担当者が行うべき周知がされていなかったことと、人事異動の際の引き継ぎの不十分さと思われま。今回のケースは現担当者が疑問を抱き、調査の上判明したもので、国保では制度改正と細かな内容変更は当たり前のもつと認識して万全を期して業務にあたるよう改めて確認することとします。</p>

令和4年度決算審査結果に基づく措置事項（一般会計及び特別会計歳入歳出決算）

是正又は改善を要する事項等	講じた措置等
<p>要望事項③ 諸支出金における基金の運用益金の処理について</p>	<p>R3ふるさと応援基金については、令和5年度第2号補正にて対応し、既に積立済。 他の未積み立て分については、4号補正にて議決後積み立て予定。</p>
<p>要望事項④ 物品の適正な管理及び活用について</p>	<p>備品台帳に登載されている物品について、各課が連携し庁内で統一した方法により毎年照合・確認し、より適正かつ適切な管理を行います。（一部の課については登録件数が1000件を超えていることから順次行う予定。） 災害状況空撮用ラジコン飛行機は、導入時の目的により、産業振興課が管理しているが、現在は災害時の活用というより、それ以外の目的のための使用が多い状況である。年々ドローンを取り巻く規制も厳しくなっており、気軽に使えないのが現状であり、庁内で利活用が進む方法を探りつつ、今後の管理体制は、所管替えも視野に検討する。</p>
<p>要望事項⑤ 一般会計及び特別会計の決算要綱等の公表について</p>	<p>HP等を活用し、公表するよう努めます。</p>
<p>意見① 会計管理者及び会計系の組織体制づくりについて</p>	<p>令和6年度から改善できるよう組織体制の見直しを検討します。</p>

令和4年度決算審査結果に基づく措置事項（公営企業会計決算）

是正又は改善を要する事項等	講じた措置等
<p>【指摘事項】</p> <p>①下水道事業会計における 分担金の基金積立について</p> <p>《要望事項》</p> <p>①水道料金及び下水道使用料の 収入率向上について</p> <p>②固定資産の適切な管理、活用 等について</p> <p>③公営企業会計の決算要領の 公表について</p>	<p>平成27年度から令和4年度までの受益者分担金は総額77,000,000円となっており、この間、浄化センター曝気装置の更新工事などが行われる中で、下水道事業に要する費用の一部として適切に運用を してきています。今後も厳しい財政状況が続くと見込まれますので、当面は基金への積立はせず運転 資金として活用する方針です。尚、現行の「山形村公共下水道施設整備推進基金の設置、及び処分に 関する条例」は廃止し、基金を積立金に振替えて運用する方向で今後進める予定です。</p> <p>徴収事務担当課との連携のほか、福祉担当とも協力し、徴収率の向上に努めたい。 また、不納欠損についても、自己破産、行方不明等により回収見込みがないものは、適宜処理を進めて いきたい。</p> <p>有形固定資産、無形固定資産は上下水道ともデジタル式の台帳により管理しています。 登録内容に誤りがないかチェックします。</p> <p>地方公営企業法第30条第7項の規定に基づき、村ホームページ等で公表します。</p>